

平成

五條市議会第三回臨時会(第一号)

二十二年

平成二十二年四月二十二日(木曜日)

議事日程(第一号)

平成二十二年四月二十二日 午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市長の提出議案の説明

第四 議第三十三号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第五 議第一号 五條市名誉市民条例の制定についての撤回について

(第二号)

追加日程第一 議第三十四号 五條市名誉市民条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

一番 福塚
二番 山塚
耕司 実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 吉 榮
副市長 野 晴
教育長 林 美
市長公室長 赤 猛
総務部長 下 次
村 田 洋
辰 雄

三番 吉 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
四番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
五番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
六番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
七番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
八番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
九番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
十番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
十一番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
十二番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
十三番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
十四番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
十五番 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田

吉 堀 太 川 藤 池 益 山 峯 花 土 大 田
田 川 堀 太 村 富 上 田 田 林 谷 井 谷 原
雅 浩 好 家 美 輝 吉 澄 宏 昭 康 龍 清
範 美 紀 廣 子 博 雄 政 典 嗣 雄 孝

事務局職員出席者

午前十時十七分開会

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	教育部長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長
柳	馬	笹	乾	川	上	菊	福	新	土	福	谷	檉	窪	辻	森	櫻	森
ヶ																	
瀬	場	谷		西		谷	塚	井	井	井	口	内		本	本	井	本
五				敏	孝	眞	勝	健	祥	純	幸	成	佳	衡	敏	敬	元
美	由				男	宜	彦	夫	嗣	二	雄	吉	秀	司	弘	三	三
美	子	豊	旬	美													

○議長（川村家廣）ただいまから、平成二十二年五條市議会第三回臨時会を開会いたします。

本日、平成二十二年五條市議会第三回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。本臨時会には一般会計補正予算案等が提出されておりますので、議員各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

この際、申し上げます。

会議記録、「市議会だよりG O J O」及び「広報五條」に掲載のため、会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

初めに去る四月一日付けで職員の人事異動がありましたので、この際課長級以上の職員について榮林副市長から御紹介していただきます。

○副市長（榮林勝美）自席から失礼させていただきます。

命によりまして、去る四月一日付けで発令いたしました、部課長の人事異動の御報告を申し上げます。

なお、前職は省略させていただきます。

市長公室長吉田辰雄、健康福祉部長森本敏弘、総務部長下村洋次、生活産業部長櫻井敬三、消防長窪 佳秀、教育部長樫内成吉、庶務課長上 孝男、地籍調査課長辻 信彦、みどり園所長町口正治、人権施策課長前田博明、農林商工観光課長大垣賢治、出納室長谷口幸雄、消防本部総務課長番匠信行、消防署長中南仁克、秘書課長菊谷眞宜、企画財政課長福塚勝彦、生活環境課長山口廣文、社会福祉課長川嶋秀一、下水道課長井上眞二、消防本部予防課長堤 昭雄、消防本部警防救急課長天野 匠、教育総務課長森本浩行、文化財課長近井稔己、それぞれ異動並びに昇格させました。

議員各位におかれましては、今後ともよろしく御指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます、御報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集のごあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十二年第三回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、臨時会を招集いたしましたところ議員各位におかれましては、公私御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。
さて、今回の臨時会におきましては、平成二十二年五條市一般会計補正予算案等を提出させていただいておりますが、市民の安全安心と農業振興にかかわります予算でございますので、慎重審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、平素のお礼と開会のごあいさつに代える次第であります。

○議長（川村家廣）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

十五番	田原清孝	議員
一番	福塚実	議員
二番	山口耕司	議員

以上、三名の方をお願いします。

○議長（川村家廣）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、去る四月十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げますとおり、本日と明日二十三日の二日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって会期は本日と明日二十三日の二日間と決しました。

なお、会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（川村家廣）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）それでは本臨時会に提出の議案について、御説明を申し上げます。

議第三十三号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千三十二万八千円を追加し、総額百五十一億二千三百三十九万二千円とするもので、内容といたしましては、日本脳炎予防接種関連経費として五百八十五万円を、妊産婦検診関連経費として百五万円を、更に農産物普及促進委託関連経費として三百四十二万八千円の追加であり、これらの財源につきましては、県補助金等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、何とぞ御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十三号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程されました議第三十三号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページを御覧願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一千三十二万八千円の追加でございます。歳入歳出の予算の総額は、それぞれ百五十一億二千百三十九万二千円となります。

次に、歳出について説明させていただきます。

五ページを御覧ください。

四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費五百八十五万円につきましては、日本脳炎予防接種に係る予算を追加するものでございます。

その主な内容ですが、十一節需用費三百四十万五千円は、日本脳炎ワクチン代等でございます。

十三節委託料二百十六万八千円は、集団予防接種の医師出勤委託料及び個別予防接種の委託料でございます。

三目母子保健費百五万円の追加につきましては、妊産婦検診の公費負担の増額に係るものでございまして、主な内訳であります、十三節委託料百万円は、妊産婦検診委託料の増額に伴う予算の追加でございます。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十三節委託料三百四十二万八千円につきましては、農産物普及促進事業に係る委託料でございます。

次に、歳入について、説明させていただきます。

四ページを御覧ください。

十五款県支出金、二項県補助金、四目農林業費県補助金、二十二節奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金三百四十二万八千円につきましては、歳出で御説明いたしました農産物普及促進事業に対する県補助金でございます。

十八款繰越金で、六百九十万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）皆さん、おはようございます。

何点か質疑をしたいと思うのですが、まずは農産物普及促進委託関連経費の三百四十二万八千円の追加でありますけれども、この件に関しま

しては、三月の定例議会の当初予算、そして二回の臨時会をされたわけですが、これに関しては否決ということになりました。

その内容としては、まず二回の臨時会におきまして、二十三日に閉会して、二十五日、そして二回目は二十九日ということで、その中で理事者側と議会との調整の中で、三回目は、再議はしないということで、衛生センターの一千五百万と二百五十万を可決するというところで、合意が得られたというところで、三回目の再議はしなかったと、こういうことであります。

そして十五日の議会運営委員会のおきまして、市長が来られましたけれども、退席されましたので、私の方から副市長にどうなっているんだと、おかしいやないかと、あのとき合意をして二十九日の日に、次に再議はしないということであつたにもかかわらず、またこの青ネギの分が出てきたというところは、到底おかしいのじゃないかと。市長からと、市長がきかなかつたということでありましたけれども、議会運営委員会においてこれはおかしい、納得できないということで、副市長に再度、市長にお願いして取り下げるように要請をしてほしいということで、議会運営委員会の方で副市長にお願いをいたしました。

そして今日、朝から副市長から議長並びに副議長、そして議運の委員長に報告があつたということで、その後議会運営委員会に副市長も来ていただいて、「市長にしたけれども、公室長と私とで言ったけれども、十五日に言つて、十六日、二日間お願いしたけれども、だめだと、こういうことを言われた。」と、そういう報告がありました。

私は納得ができないなど。そういう形の合意の下で再議に付されて二回もしたにもかかわらず、三回目はしないということで、したにもかかわらず、今回またこの予算が出てきたということは、大変おかしく思っております。そして、臨時議会にこれを出すということ自体が根本的に間違っているんじゃないかなど。臨時議会というのは六月定例議会まで待てない場合、緊急性のある場合、特にどうしても早急にしなければならぬという場合は専決もあります。臨時議会を開いていただくということは、私は大変有り難いなど。やはり議員の皆さんに審議をしていただいて、それを採決ということでは、そういう臨時議会を開いていただくことは大変有り難いことです。けれども、これに関しては、到底臨時議会にかけられるものではない、緊急性もないと私は認識をしていますけれども、その辺の市長の見解をお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） まず基本的に、二十一年度の議会は終わったわけです。これは御存じでございますね。二十二年度新たな議会として今回臨時会を行つておるわけでございます。

この農林関係は、内容の説明は若干は違いますけれども、目的な同じようなことで昨年九月にも提出いたしました。拙速だと。何が拙速だと。私

は遅れすぎているという判断の下、またこれは一〇〇パーセント県費の方で頂いておるといふことで、我がまちの予算は一円も使っていない。こういうことは農業振興のための目的であると、そういうようなことで一〇〇パーセントの補助率をあげていただいておりますと、これを利用するのは我々の務めではないかなと思っておりますし、議会におきましても、農業振興のために御理解をいただくと、私が思っております、今回臨時議会に提出させていただいたわけでございます。

今、日本脳炎、妊産婦のことがございましたので、これは臨時議会ですと、ちょうどそのときにもって皆様に審議をしていただく、昨年の九月からのごさいますのでね。必要なことと思ひまして、今の臨時会に出ささせていただいたわけでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）あのね、市長、私が思っているのは、日本脳炎、妊産婦検診の関連の二点に対しては、当然臨時議会を開いていただいたということに關しては感謝をしています。

今の市長の答弁ですと、農産物普及促進関連の経費のやつに対しては、この二つがあるからついでに出したと、こういう解釈をされるわけですね。もし、この二つがなければ出さなかつたという解釈をしてよろしいですね。

となれば、緊急性がないということなんです。だから、何でもかんでも出せるというものじゃなくて、たまたまついで出すというようなことではないかと思うのです。私たちは県費で一〇〇パーセントということも認識をしています。前回のときも否決した理由は、青ネギだけじゃなくいろいろな農産物があると、そういう形の中でちゃんとした基準を設けてみんなが利用できるような形でやってくださいと、その基準を設けてくださいというところで、青ネギだけではだめだということと否決したわけです。だから、そういうことを再度、次の議会までに基準を設けてすれば、私たちは何も反対することはありません。それもしないままに、ただそういう形でやってくるということに対して私たちは憤りを感じております。そういうことの形の中で、今戻りますけれども、この農産物普及促進委託料に關しては、当然緊急性がない。たまたま二つの関連でついでに出してきたということでは、いかなものかなと。そして、今度、六月の定例議会までにその基準をきちっと設けて、いろいろな農産物の幅広い皆さんがこれにできるような体制づくりをしていくことによって、公平平等な形の中でやっていけると、そういうことを、一つの基準を設けてくださいというのが、私たちの趣旨でした。それも何もしないで、そのままの、前回のことでですから青ネギの生産組合に対して指導員二人にする。いろいろな人が、その予算に對して誰でもが、手を挙げられるような形の中でやることによって公平に、それがたまたま青ネギの生産組合だったらそれでいいと思うのです。幅広く農産物、いろいろありますから、そういう面ではいろんな形でやってくださいというのが、私たちの考えで、基準を設けてくださいというのは、そ

ういう考え。それもせずに、何回でも出して、やったらいいわという、そういう無責任なやり方はほしくないでいただきたい。その辺はもう少し担当課も市長に指導していただいて、議会で通るような形、もう二回も否決されているわけですよ。だから、なぜ否決されたのかということのまず認識をして、そこからどうしたらいいのかと。定例会までに三箇月間ありますから、その中で審議をしてどういう形でやっていくかということをもっと検証してもらわなくては、何でもかんでも、あかんだら何回でも出したらいいという、そんな議会では到底、誰も議会が納得することもなしと思うんです。ただし、県費で一〇〇パーセントだということは、自分らも認識をしています。だからこそより多くの農産物の人らが使えるような状態にしてあげたいということです。

担当課に聞くんですけども、前回三月定例議会でこれは否決されました。これは県費ですので、当然その予算は、県の方は流れたんじゃないですか。その辺のことはどうなっているのかな。市がこういう形でできましたけれども、市が否決をされたとなったら、県費は、そのお金に対してはどうなっているのかなという、それを担当課に説明を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

県の方の予算がどうなっているかという質問だったと思うのですけれども、県の予算については通っています。そういうことで、市の受け皿がないという状況ですので、一刻も早くその受け皿を作るということで、上程をさせていただいているということでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） だから三月定例議会で否決されたんですので、その辺はね、そのまま保留になっているということですか。三月定例議会で否決になったのだから、県としてもそれを修正するわけじゃないですか。そのお金が宙に浮いているということですか。そこらも踏まえて、そんな状態であるならば、より五條市がそれを受け皿として、受けなくてはいけないということでしょう。そういうことでしよう。となれば、より多くの今私たち三月議会でも言わせていただいたように、より多くの農産物の組合の方がそれに参加できるような形の中で、みんな公平・平等にできるような体制をつくるのが望ましいのではないかなと、これだけにこだわる必要はないのじゃないかなと。そういう形を私たちは言っているのだから、その辺のことを修正する気はないのか、担当課の部長にお聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

当初から言いますと、九月、そして三月ということになっていますが、当初は青ネギということでもございました。そして前回三月におきましては、ネギを含むその他野菜を含めてということの説明させてもらいました。今回につきましては、事業名とか金額を見ていただくと、同じでございますが、今回は野菜以外に果樹についても、雇用に関して仕事をさせていただくという形の委託に変更をさせていただいております。そういう形で市から委託をするということで、幅広く内容を充実してということにさせていただいております。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）そういうことをなぜ早く説明にね、それだったら議運のときにでも出してきたときに、そういう説明をなぜしないのですか。今初めて聞くのですよ。これを聞かなかったら、自分ら勝手な解釈で。議会というところは、議会運営委員会で当然議案の説明がくるわけです。そのときに一切そんな話はなかったですよ。

いつ決めたのですか、それでしたら。そやから、そういうことで変えているなら、そういう形の中で、議会運営委員会で、それをすることによってまた議員の考え方も変わってくるのじゃないかな。それも今まで議会運営委員会にも報告もせず、今たまたま私が聞いたら、いやより幅広くと、前回でもそうでしょう。担当課と話の食い違いがあったでしょう。今回は幅広くと、なんでしたら議会運営委員会に、議会運営委員会後に、それは決めたのですか。いつ決めて、それが否決になってからいつ会議をして、誰とどのように会議をして決定したのか、今説明してください。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

いろいろ前回の三月の議会で御指摘を受けた部分、それをどういうふうにしていくかという中で検討を加えて、今先ほど申しましたような形に変わりました。その辺について、議運の説明のときに十分に説明としてなかったという御指摘だと思うのですか、その時点でも既にそういう方向でいくということでも変えさせてもらっていました。そして、今日は午後からの総務文教常任委員会につきましては、資料として提出をさせていただこうと、そういうふうにも委員長とも相談をさせていただいて、昼から資料としては提出させてもらおうと考えております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）そういう報告は全部していることですか。（「資料提出です。」の声あり）資料提出だけ、でもね、当然それは委員会付託されることで、そうなりますけれども、これ委員会付託されなかったらどうするのですか。議会運営委員会で会期の日程と委員会付託ということが決ま

ります。そのときも説明はあるわけですよ。たまたま委員会付託されているということで、今回なったから、今資料提出するということが部長は言いましてけれどもね、もしこれ委員会付託をされなかったらどうするのですか。そうでしょう。ごまかしたらだめですよ。委員会付託、議会運営委員会で会期を決めるときに議案の説明もするのでしょうか。担当課が来て。そのときにもし委員会付託がなかったらどうしたのですか。当然議会運営委員会に前回否決されましたけれどもね、今回はこういう形に変えましたと、だから御理解をお願いしますと、当然言うべきじゃないのですか。そのための議会運営委員会じゃないのですか。もしこれが委員会付託されなかったら、部長どうするのですか。そのまま質問もなしやったら、それっきり何もわからんままに進めたわけですか。そしたら、怠慢ですよ、あなた。どう考えているのですか。部長。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

当然説明というのはさせていただきますので、議運のときに説明が足らなかったという指摘わかりません。しかし、そういう前回の議会からの内容ということで修正をさせていただいた。ただ、それが本会議なら本会議としてさせてもらう資料として出させていただくべきかもわかりません。いずれにしても説明はいたします。そういうことはございません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）部長ね、そんなごまかし言ってもだめですよ。資料って、今本議会場でしょう。そうしたら、きょう説明ってできたの。議運で不足って言うて、そんな何も話してないのですよ。私議運のメンバーですけれども。そうでしょう。前回否決されたのだから、当然出してくるときには、それなりの理由と根拠がなかったらね。普通おかしいでしょう。まして副市長には取り下げれと、ね、副市長、言わせていただいたですね。副市長、そのときにそんな説明、「いや、今度は違いますよ。」と、「こういう形に変えたので。」って、副市長から一切そんな回答はなかったですよ。部長。副市長は知らなかったんですか。部長。「こまごまでもめて議運の中で再度これは取り消すようにということ副市長に要請をいたしました、議運として。そのとき副市長は一切そんな話はしていただいてないです。ただ市長が言うときかんのやと、なんぼ言うても無理なんやと、それだけの話ですよ。どないなっているのですか、行政。部長。こんなにもう議会としてのルールというのか、まるつきり論外の話でしょう。副市長はまるつきり知らなかったということですか。副市長、違いますか。あれだけの言うて取り下げをしてほしいと、おかしいやないかと、もうすべて太田さん言うとおりと、副市長言っていたいだいたですね。そのとおり市長に言わせていただいたと。太田さんとまるつきり同じことを言わせてもらったと、そう副市長に言っていたきましたね。そのときになんて説明…、副市長、知らなかったらいいんですよ、知らなかったら。知らなかったのですか。

○議長（川村家廣） 副市長。

○副市長（榮林勝美） 私、今回説明するについて委員会で説明をしたのですけれども、前と同じやったらできんということなんで、前よりもどこが変わったか、到底資料提供できるものではないということ、議運をやったときには三階ですか、あのときには説明したと思うのですけれども。資料はそのときは出しませんが、その辺のことは知っていました。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 副市長ね、当然そういう形で決まったのだったら、こういう形やと。変わっているんだと、こういう方向で今は農産物以外のこういう形になったんやという明確な回答を出せば、話はまた変わったかもしれない。きちっとした回答みたいな何も副市長、してないですよ。そうですね。そして今になったら、部長の方から、いやこういう形にしたんだと、そして委員会でも報告するんだと。私たちは青ネギに対しては取り下げるということを議運で決定したわけですよ。そして副市長にお願いしたわけですよ。そのときの議運で明確にこういう形やと、私はまだ認識していないので、大体のことはわかっているけれども、担当課呼んで、こう変えたんやと、こういう形やって説明してくれたらよかったですか。そうですね。それもしないで、今出てきてと、いや変えましたと、まさしく怠慢ですよ。そうですね。副市長。それでしかとられないですよ。ここまで議運のメンバーとしてみんながそういう形で副市長にお願いをしたのですから、そして、きょう回答してくれたらよかったと。そうですね。もうちょっとそれは、議会運営委員会の意義を認識していただいて、そういう形で決まっているならば、それなりの説明をちゃんとしていただいたら、話は変わったんじゃないかなと、私は思います。そこらもうちょっと副市長、認識をしていただきたいなと、まず思います。

そして、部長、今、以外も入れたと言いましたね。これそやけど前回のときの説明では、青ネギ生産組合からこういう指導をしてほしいんやと、そういう形の中で、この予算を提出してきたと、そこまで説明しているわけですよ。今ね、より幅広くやったと言うけれども、これに関しては今言うても、青ネギ生産組合しかもうできないでしょう。僕らはより多くの人が、みんなが手をあげられるようにという形の中できちっとしたものを作っていただきたいということですけども、現実これは青ネギ生産組合から頼まれたと、これから新しくするのでそういう指導員が必要なんだという説明をされていて、今幅広くしたいって、これみんなが自由に手をあげられるのですか。部長、違うでしょう、もうこれに関しては青ネギ生産組合のみのことでしょう。今更それ、青ネギ生産組合からそういう形で出してきたという説明でしたでしょう。指導員が必要なんだと、初めてするからと、いろんなことで勉強をしたいんだということを出してきて、今幅広くしてって、それは理屈と合いませんよ。ただ格好だけは広げて実際は青ネギにすること、その認識しかないということなんです。そうですね。もともと青ネギ生産組合から言われて、これを出してきたとはっきり説明しているじ

やないですか。そうでしょう。そのために、二人の指導員をこれでして、三百四十何万付けたと説明しているのに、今幅広くって言ったって、形は変えたとしても今申請の挙げてきた青ネギ生産組合にこれを出すしかないの違うんですか。そこらの整合性は部長どない考えているの。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

内容を変えてきた中で、確かにそのとおりでございます。青ネギ生産組合に委託をします。しかし、委託するのは五條市でございます。五條市が仕様書を作って、そしてネギ以外の野菜も、また柿を含む果樹についても仕事をしてもらうということをするための指導員を雇う。

そして今議員が二名とおっしゃいましたけれども、指導員を雇うのは一名でございます。一名の方を雇うと、そして付随する経費とかそれを含めて委託するということでございます。あくまでも委託先が五條市青ネギ生産組合であっても、仕事の内容は五條市が決めて委託しますので、十分やっていけると思いますが、そういう果樹についても販売戦略というのが一番大切でございますので、それは果樹にしても、野菜にしても同じでございます。いろいろ共通してやっていくということが、五條市全体の農業の振興になっていくという考え方で進めていこうと、こういうふうに考えております。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 農業の振興をやっていたのは、それは大変有り難い話ですよ。でもね、ほかのものといっても、当然青ネギ生産組合からそうして指導員を送ってくれと言ってやるにもかかわらず、いったんそこに行っているのにほかのにして、そんな理屈ありませんよ。もっときちっとしたものをね、基準をちゃんと設けて、今それに合わそうとして、話をね、つじつま合わそうと思っても無理ですよ。きちっとした形を作り上げて、慌てることないですよ。六月定例議会までに出して、もう一遍きちっと、議会もなるほどな、これやったら通してあげようというような形を作るべきですよ。緊急性ないでしょう、部長。だからこうして、なんかつじつまを合わそう、合わそうと、そんなことじゃなくて、きちっとみんなが受けたらできるような形の体制を、できるような体制で、今みたいな理屈だけ言うて、もともと前回のときにそういう形で説明をしているのやから、今変えるにしても、変えられる状況じゃないでしょう。上辺だけの文章を変えるだけであって、中身は実際変えられないのですから、だからそういう面も踏まえて緊急性じゃないんですから、六月までもうちよっときちっと検証、精査して、そして六月に出してきて、みんなが全員で可決できるような状態にしたいと思っています。

まずこれが第一点、これで終わらせていただきます。

そして、日本脳炎予防接種の五百八十五万ですか、これに関しては市長、やっぱり緊急性ということの御理解でよろしいでしょうか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） はい。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） では、担当課に聞かせていただきますけれども、この日本脳炎の予防接種に前回のときに四月一日に通達が来たという話を聞かせていただきました。それは一つの流れとして本当に緊急性であったのか、当然日本脳炎という大事なことと思うのですけれども、そこらの今国からきたのはいつで、どういう形の中で審議されて今回の臨時会に提出されたのか、その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問に自席からお答えしたいと思います。

この日本脳炎の件につきましては、今まで毎年、平成六年くらいから定期予防という形で接種をしていたということですが、平成十七年の五月に医学的なのか、科学的には因果関係というのは全く不明ではあるということですが、ワクチン接種後に非常に重度な状況が発生したということから、国の方が勧奨をできるだけ控えなさいというような文書が十七年くらいに届いたところでございます。その後五年ほど経まして、いろいろとワクチンを改良したということで、新しく平成二十一年の二月くらいに薬事法に基づいた造成販売の可能ができたということと、それから二十一年には省令改正等々ございまして、定期ワクチンとしての位置付けがなされたということでございます。その段階で昨年の六月ですので、それからことしの四月に入りまして、国の方から勧奨をしていきなさいというような通知が四月一日にございました。

それまでは、五條市としても定期ワクチン自体は数名ですが、一年間に数名ですがワクチンは行っておったという現状はあるのですが、今回につきましては、一応三歳から五歳、約七百人を対象とした園児につきましてやろうということで、当然八月の時期に併せた接種という形になると思いますので、今回補正させていただいて、五月から六月、二回の接種ということを聞いておりますので、五月から六月にかけて予防接種をするということになりますと、当然予算も当初予算にはございませんので、今回こういうような形で補正をさせていただいたということでございます。御理解いただきたいと思えます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あのね、部長ね、四月一日に国から来たということですが、他市を見た場合、大和郡山市が当初で予算化しているんですよ。

当初予算で。そして天理市も、橿原市も、生駒市も、ね、当初予算でしているわけですよ。なんで五條市は当初予算に載せてないのですか。

今の話でしたら、国からが一日に。だから三月の予算には、今の話では載せられないということですね。部長の話でしたら。四月一日に通達が来たらんやから、それまでに予算、三月はヒアリングしたから、もう十二月ごろからやっているのだから、当然できないですよ。だのに、他市は予算化しているのですよ。当初予算に。今の話を聞くと四月一日に国からの通達が来たとなれば、理屈は合うのですよ。五條市だけ国の通達が遅かったのですか。ほかの郡山や天理や橿原、当初予算に計上されているんですよ。五條市だけ国から来るのが遅れたのですか。（議場に声あり）これちゃんと調べてもらったんです。当初予算に載っているでしょう。五條市だけなんで載っていないのですか。

その説明を願いたいと思います。

○議長（川村家廣）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）太田議員の質問にお答えをいたします。

昨年の十二月ごろには、そういった形で当然予算の要求というのも当然できたかもわかりません。しかし、財政とのヒアリングの中で、やっぱり明確なものでないと、明確になってから予算をしたらどうやというような、そういった協議も含めまして、五條市においては当初からの予算をしなかった。当然決まった段階で補正をしていいたらどうかと、そういうような協議の中で、総合的に考えて当初予算を要求しなかったというのが現状でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）それだったら最初からそういうように説明してくれたらよろしいのどちらやうの。そやけれども、他市はそういう形で当初予算に、こんな大きなところが全部しているわけですよ。確実でないというても、そういうふうなのは間違いないから、多分通達前から事前にそういうのはある程度国からこういう形でしますよというのが、当然入ってくると思いますよ。前回も私言わせてもらったけれども、当初予算ってどんなに大事かということ、部長は一番御理解している、前回は総務部長でしょう。当初予算というのは、どれだけ大事かということは認識していますよ。そのときは当然総務部長ですから、その中身もすべて把握している。やはりこんな大事なこと、当初予算に載せるべきじゃないですか。ほかが載せていないのやったらわかりますよ。確実とか確実でないか、やはりそういう面で怠慢なんじゃないかなと、もっと他市とも踏まえてどうするべきかなと、大変大事なことから臨時議会を開くのも結構やし、専決するのも結構ですよ。こんな大事なことは。それから考えたら当然、当初予算に載せるのが基本の考え方じゃないですか。私はそう思いますよ。確実に来てからって、今まで確定やなかったもどんどんしたこといっぱいあるでしょう。これだ

けは確実にって言うて、言うところがそのとき、そのときで状況が変わっていくのじゃないですか。だからおかしいんですよ。やっぱりきちっとした形の中でやってもらいたい、そう思います。

そこら今後、気を付けてやっていただきたいと思います。

それと妊産婦の診断の分ですけれども、これに關しても二十一年度はもう県内全部統一化されたと、八万円です。二十二年度は御所市と五條市だけが八万円、ほかの市はすべて八万五千円と、財政的なものいろいろあるのかもわかりませんが、今これが出てきましたけれども、なぜ五條市は八万円だったのか。ほかのところ見ていたら、前は、他市は全部統一化したわけですよ。その連携はなぜとらなかったのか私はわかりませんが、前回から今回かって他市と統一化してやるべきものだったと思うのですけれども、御所市と五條市だけが五千円違ったと。その理由と根拠を説明願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えをいたします。

今太田議員がおっしゃったとおり平成二十一年度につきましては、各市町村、八万円という形で行っております。

二十二年度につきましては、五條市が八万、それ以外については八万五千円ということですが、これにつきましては、奈良県の医師会等との協議によって最終的に八万五千円というようない提議があったようでございます。

しかし五條市においては、ほとんどの妊産婦につきましては、八割がた橋本の方の病院、そういったところを利用しておることが現実的に実績としてございます。そういったものを含めまして奈良県の病院といいますか、奈良県内の病院というのはほとんど使われていないということもございまして、また、財政当局とのヒアリングの中で、前年度が八万ということでございましたので、同じような形で八万というのも必要かなと、そういったものが妥当かなというようないお話もございました。

また、この補助制度自体が平成二十一年の二月、いわゆる二十年度になるわけですが、それから二十一年度と、本年の二十二年度が最終ということでございます。来年度以降は補助金がなく、五條市の単独の事業というふうなこともございまして、いろんな要因がございましたので、その要因等々総合的に考えさせていただいて、当初の予算のときには八万という形で予算要求をさせていただいた現状でございます。しかしふたを開けたらというのが、いい言葉かどうかわかりませんが、最終的には各市町村八万五千円というふうなこともございましたので、やはり整合性と言いますか、均衡を図る上で八万五千円というのは、一番妥当かなというふうなこともありますし、八万円を八万五千円という形になりますと、議会

に報告すると、これは当然のことでもございますし、また既に四月から妊産婦さんというのは、そういった形で受けていただいております、もう十数名おられますので、そういった方にも早期的に対応もする必要があるということから、今回こういうような形で補正をお願いしたところでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）奈良県の医師会で八万五千円と決まったということですが、確かに五條市はほとんど和歌山の橋本の方に行っていると、そしてたら橋本は八万ということですか。部長。（議場に声あり）いやいや、それだったら話が違うでしょう。和歌山の基準に合わせて八万だったら理屈が合いますけれども、今の話だったら。奈良県の医師会が八万五千円とやっているにもかかわらず、うちは和歌山の方によく行くからという説明ですね。それが八万だったら理解できますけれども、それより高いのだったら理屈に合いませんやんか。違いますか。

ほんでね、今何月ですか、四月やな、これこの間予算通しただけですよ。部長。そんなですぐに、こんなこと出してくるということ自体が私は怠慢だということです。他市を見たら全部八万五千円だったと、去年はすべて統一化したのです、県内で。ほかと連携して皆さんどうですかって、そんな連携をうちとはとらないのですか。そりや財政状況が違うのはわかりますよ。

そして、二十三年度から補助金がなくなるということは、明確にわかっているわけですよ。となれば、ふたを開けてかなあかんというのは、当然なってくるのが常識じゃないのですか。今も言われた二十三年度からもうなくなると、となればその負担は当然かかってくるんやから、その分の負担は上げとかなあかんというのは、当然、まして五條市は財政状況がよろしいですか、市長、悪い、悪いと言っていますけれどもね、当然いいことはないでしょう。となれば、上げておくのが当たり前じゃないですか。財政状況が悪いというならば、財政状況もかんがみながらと、考えてとやうことではない。考えたら上げておかなあかんの違いますの。そう考えるのですけれども、私は。そやからまだ四月ですよ。この間三月定例議会終わって議決しておるのですよ。それなのに今ごろ出すって、こんな担当課の怠慢、指導力のない市長の責任ですけれども、こんな今ごろに出してくるということ自体が根本的におかしいですよ。だからもつと緊張感を持って、他市も考えながら、まして今五條市の財政状況が悪いということがわかっているならばね。余計二十三年度廃止されるんやったら、そこらを踏まえて当然八万五千円にするべきじゃないかなと。私はそう思うのですよ。部長違いますか。そこらをもつと考えて、もつと慎重に、何でもかんでもあかんだけなら補正したらいいわ。臨時議会開いたらいいわと。そういうレベルの低い行政であってはいけないと言っているのですよ。市民から納得できるように、議会も、ああなるほどなど、それやったら賛成せなだめだなど言えるような形で出してくるべきですよ。議長……、そういう市長のレベルですよ。だから、自分たち部長がもつと勉強しなくては、何でもかんでも臨時会や、臨時会や、

再議や、再議やって、こういう奈良県でも笑いものですよ。だから、議会が納得できるような、議案としてちゃんと説明もできるような体制で、まして四月にこんなことを出してくること自体根本的におかしいのですよ。もうちょっと考えてやっていただきたい。

終わります。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）ただいま太田議員の方から指摘がありましたように、三月議会の第二回臨時会の採決前に、副市長を通じてかもわかりませんが、でも、再議は行わないということを口頭であっても、吉野市長が約束したのであったら、やはりそれは五條市長の立場で約束しておるわけですからね。守るべきであったということを、私も意見を申し上げておきたいと思いません。

そして、農産物の普及及び促進委託料は今回挙げてきているのは、これは再議になりますからね。

それと同時に、もう一点は再議を行わないということであったにもかかわらず、今回上げてきている農産物の促進委託料の中身の説明が議会運営委員会の中で行われなかったということであると思うのですけれども、これもやはり三回もゼロ修正されて、市長は再議をやらないという中の対象になるわけですよ。それでもまた再議を出してきているのですから、議会運営委員会の中でも詳しい資料を提出すべきだったということを、これも私の見解として申し上げておきたい。

ただ、私が事前に資料提出したいと、総務文教常任委員会があったときには資料提出したいという相談がありまして、私としては議員さんの判断を惑わすような資料でなければ、今までもできるだけ詳しい資料を提出せよということ、私も請求させてもらってきていますからね。それでOKはさせていただきましたけれども、やはり議運にも提出すべきだったということを申し上げておきたいと思いません。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）こうやって審議して、また再議も三月議会にもありましたし、今回もこういう議会というのは、当然普通であったら六月議会に補正を組むというのも、これも異例だつせ。やっぱり当初予算で組むものは組んで、そして補正というものはそれに足す、そして九月あるいは十二月に組むというのが一般の常識の議会ですよ。これが当初予算に組まんと、こんなこれこの経費だけでも再議に一回かけたら、おそらく何十万という金がかかりまっせ。市の職員さんらがこうやって停滞して、そして五條市のおそらく事務担当が全部、必要のない人はおそらくおらんからね。一日やったら一日の経費がかかりますんや。こんな再議に二回もかけて、そしてまたわずかまだ二十日ほどしか経ってないのに、臨時議会をもつというようなね、これは全くルールというのを知らなすぎますな。ですから、こういうことは、こんなあほなことはまずないようにしないことには。

そして六月議会なんかでも、よっぽどの場合の補正予算は仕方ないですけども、何でもかんでも、一般質問ですか、ありましたけれども、当初予算には少なく組んでおいて、そして後の補正予算でどんどん上げていくと、こういうやり方は、これは絶対避けるべきで、単にただ八十円の郵便切手で、それだけと違いますさかいなあ。

これは心得て、こういう異常なことはせんように理事者全員が考えてやっていかないといけないと思うので、是非ともよろしくお願いします。
答弁は要りません。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員も田原議員もおっしゃっておいりましたけれども、今の議会は私がお話だけですよ。臨時議会ですよ。再議じゃないんですよ。再議は三月で終わっておりますから、間違ってもらったら困ります。今度出したら再議ですね。そういうことです。前の議会は三月で終わっています。その辺は間違わんといてください。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原議員。

○十五番（田原清孝） あほなこと言わんこうと思っただんですけどもね。（笑声）こんなわびしい話やな。再議も三月に二回もして、今臨時議会ですよ、これ。臨時議会をこういう一般の予算の中で、三月の当初予算にしといて、六月の定例議会にも補正予算というのは余り組むことはないんできせ。いかにお粗末な予算かということです。ちゃんとしておつたら、そんなん六月に、二月や三月で予算が足りないようなそんな予算を組むことはおかしいですよ。補正やから、当初予算でちゃんと組んで、そして九月なり十二月になって金が足らんさかいにということ、これが補正ですよ。これを間違うたらあかんできせ。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第五、議第一号 五條市名誉市民条例の制定についての撤回についての議題といたします。

理事者側から撤回理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました日程第五、議第一号 五條市名誉市民条例の制定についての撤回について提案理由の御説明を申し上げます。
本条例につきましては、公共の福祉の増進、産業の発展、学術技芸の進展に寄与し、市の発展のため、特に優れた功績があり、市民が誇りとして敬愛する方に対しまして、名誉市民の称号を贈り、これを表彰することを目的とするもので、その制定を三月定例議会に上程をさせていただいたところでございます。

その後、総務文教常任委員会に付託され、御審議いただいた結果、継続審議となったものでございますが、このたび当該条例につきまして、名誉市民の対象者として死亡された方も含めるか否かについて明確化されていなかった部分につきまして、再考いたしたく、その撤回をお願いするものでございます。

以上で、名誉市民条例の撤回につきましての提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

お諮りいたします。議第一号 五條市名誉市民条例の制定についての撤回については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、議第一号 五條市名誉市民条例の制定についての撤回につきましては、承認されました。

○議長（川村家廣）ただいま市長から追加議案が提出されました。

お諮りいたします。本案を緊急事件と認め、この際日程に追加し、議題とすることといたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。

よって、本案は緊急事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（川村家廣）追加議案及び日程を配付させます。

追加議案及び日程の配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）追加日程第一、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十四号 五條市名誉市民条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十四号 五條市名誉市民条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例につきましては、五條市発展のため、特に優れた功績があつた者を表彰することにより、将来のまちづくり及び活性化に資するための制定理由となっております。

続きまして、制定内容について、御説明申し上げます。

議案書、二ページから三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条では、本条例の目的を、五條市民または五條市に縁故の深い者で、五條市発展に特に優れた功績があり、市民が誇りとして敬愛する者に対し、「名誉市民」の称号を贈り、その功績をたたえることと定め、また、同条第二項では、故人に対しても追贈できる旨を定めております。

第二条につきましては、名誉市民は、議会の同意を得て決定することとしております。

第三条では、名誉市民となられた方には、表彰状、名誉市民章、記念品を贈る旨を定めております。

第四条では、名誉市民になられた方について、市が行う式典への招待等、その待遇を定めております。

第五条では、本条例の施行について、必要な事項を市長が定めることとしております。

附則につきましては、施行期日を公布の日からとし、また追贈については、平成十七年九月二十五日以降に死亡した者から適用する旨を定めております。

なお、前回御提案させていただきました、条例案との相違点につきましては、第一条に第二項を追加し、死亡された方も対象とすることを明確化したこと、また並びにその追贈の適用を平成十七年九月二十五日からとしたことの二点でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）公室長にお尋ねするのですが、今説明ありましたけれども、緊急に出すような案件なんですかね。前回継続審議になったわけですね。臨時会が今開かれて、ついに出しているのですけれどもね、継続審議になっているので審議をして六月定例議会を出すのが当然のことでしょうか。それを今しなければならぬという緊急性は何があるんですか。

まず、答えてください。

○議長（川村家廣）吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄）五番太田議員の御質問にお答え申し上げます。

この名誉市民条例につきましては、当初三月議会に御議決をいただきまして、そして施行させていただくと、そういうことを期して議案として提案させていただいたところございまして、その結果、審議の内容として論議があったところが、死亡された方を名誉市民に含めるか否かというところが、不明確であった。そういう部分があったというふうに理解しております、この際、それを明確化するというところで、再度提案させていただいたところ。

緊急性につきましては、私たちとしては、当初三月議会に御議決いただき、制定していくことを目指してまいりましたので、このたび臨時議会の機会を得たということで、死亡された方を名誉市民に含めるか否か、それを再考した結果、正式に明確化するということになりましたので、そういうことを踏まえて、今回提案させていただいたところでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）ぜんぜん説明になっていませんよね。はっきり言って。たまたま臨時会があったからついでに出したと、そういう解釈でよろしいで

すか。そうでしょう、それやったら。（議場に声あり）公室長に聞いているんです。違いますか、公室長。臨時議会に、当然緊急性もないのについて出すような、こんなもん不見識ですよ。まして名誉市民の条例でしょう、これは継続審査になったわけですよ。当然審議をして、そして六月定例議会に出すのが当たり前じゃないですか。何が緊急性ですよ。

これ否決されてから何回協議して……。追加してくれた、これはいいと思うのですよ。中身に関しては。議会が言っていることが理解されたと思いますけれども、ただ、いつといつと会議を何回して、そして最終いつ決まったのか、会議をした日、それと誰としたのか、逐一全部説明してちょうだい。

○議長（川村家廣） 市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 五番太田議員の御質問にお答え申し上げます。

三月議会以降、今現在に至るまでの一連の打合せ、協議等の内容につきましては、正式な会議というよりも、秘書課、市長、副市長も含めてですけども、この対応について……（議場に声あり）いつしたか、正式な会議とはちよつと記録がありませんので、（議場に声あり）日々の協議の中で、検討し、（議場に声あり）市長とも協議して……（「いつ決まったんでって」の声あり）（議場に声あり）

私自身も四月一日に市長公室に替わってまいりまして、その後引継ぎを受け、いろいろ検討してまいったところでございます、最終的には（議場に声あり）最終的には先般の議運直前に方針決定されたということで認識いたしております。（議場に声あり）そういうことで、決まりました。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） こんな大事なことを雑談で、会議もしなくて決めた。各担当課をちゃんと部署に入れて、当然こういうことは決める、特に条例の制定でしょう。やっぱりきちつとした会議の中で決めるべきですね。

今の話だったら、雑談で、そしたら会議録もないでしょう。そんな形で条例の制定って、決めるわけ。今までもそんな単純な形の中でやってきたわけ。条例って、国でいうたら法律ですよ、五條市の。その会議もせんと、いつしたかもわからない。雑談の中で、議運の直前に決まったと、そういうことですね。議運が十五日でしたから、十五日の直前やから十四日、十三日くらいに副市長と市長と公室長と入って、適当にしゃべって、ほんだらしようか。それでいいやないかって、そういう単純な形で決まったということの認識でよろしいですね。（笑声）そうでしょう、そういう言い方でしょう。会議もしていないから。これは条例ですよ。（議場に声あり）慎重にする会議なら、会議というのは、正式な会議で、そして条例制定ですから

担当部長すべてが参画して、そして決定するというのが当然の話ですね。条例制定。それを議会に提出するのでしょうか。その提出するやつを適当に雑談の中で決めたって、そんな条例制定って、これ。そして緊急でという、ばかっていますか。公室長。議会ってそんなレベルの低いところですか。公室長。余りにもずさんすぎますよ。(笑声) 公室長。違いますか。それくらい条例制定って簡単に決められるのですか。そうですね。こんな大事なことを無責任な形で会議もしないで雑談で決めるという無責任さ。

そして、もう一つ、議運前に決定したということでしたね。そしてこれ今、撤回が出てきていますね。十五日の議運前に決まったら、当然そのときに議員になぜ報告しなかったのですか。これを出すというのは決めていたのでしょうか。決定したのやから、そうですね。それやったら今みたいに緊急に出さなくても、一応議運にかけて、また継続審議になっているから、総務文教常任委員会にかけるなり、時間的な余裕があったのではないですか。今緊急に出してきたでしょう。そやけど、今の公室長の話ならば、十五日議運の直前に決まったら、そしてその議運のときに報告するなり、また総務文教常任委員会をすぐ開いていただきたいと、再度提出したいのだと、だから一遍委員会を開いていただきたいと、それが継続審査じゃないのですか。これ継続審査というのを公室長、御存じでしょう。僕らは反対していませんよ。よりそれをきちっとしてくださいよというところで、継続審査にしたわけですよ。そして委員会に継続審議されているのだったら当然報告、こういう形にしたと。そして、臨時会を開くのでそこに一緒に上程したいんやということは、当然委員会、ましてこれを提出するならば、臨時会開くならば、議会運営委員会に報告するべきじゃないですか。それを緊急に今これを出してきている、僕はびっくりしたのですけれどもね。もうずさんでしょう。市長が認識していないから、自分らプロでしょう。ね、まるっきりわかっていないんやから、(議場に声あり) 市長は。こんなやり方ってずさんでしょう、公室長、(議場に声あり) わかっていないからこういうことになっているだけで、(議場に声あり) 議長、市長のしゃべるのね……止めてください。まじめに公室長と話をしているので。お願いします。

○議長(川村家廣) 市長、発言は許していませんので。(議場に声あり)

○五番(太田好紀) 違いますか、公室長。私が言っているのが間違っているなら間違っているって、(議場に声あり) 私が発言しているのに、議長、止めてください。(議場に声あり) 違いますか、それがルールでしょう。そのための継続審査でしょう。当然そのための委員会でしょう。継続しているのですから。それに報告してこういう形に変更したと、だから臨時会に提出したいと、そういう一つの手順を踏んでいたらこういうことにはならなかったんじゃないかと。まして、そこに議会運営委員会の十五日の直前に決まっていたら、議運に報告できるでしょう。出すのがそうして決まっていたのだったら。それもせず、今急にこうして緊急に出すというのはむちゃむちゃ違うの。もう決まっていたのでしょう。それを今まで出さないでや

っているわけ。遊び半分でやっていますの。それやったらルールに則ってやるべきじゃないですか。公室長、その辺答弁お願いします。

○議長（川村家廣） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 五番太田議員の御質問にお答え申し上げます。

当然おっしゃるとおり、ルール、手順に従って実施していくべきものと当然考えております。議会運営委員会するときにも、お話したいと考えておるのですけれども、前段としましてこの撤回が承認されなければ、拙速として修正後の条例案を提出することは当然無理でございますので、そのルール、手順も考えた中で、今回の形になったという部分でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 撤回してから再度出さなあかんのやから、しかしそれはもう決まっていたんでしよう。議運までに撤回をして、そしてこれを出してくるといのは決まっているのだから、当然撤回して新たにこういう形で出したんやという報告ができるでしょう。そうでしょう。ルールに則るのだったら、違いますか。自分が筋道を立てるのでしたら当然そうですよ。撤回してからしかできないから。撤回して、次はこの形を決めているんやから、こういう形で撤回してこれを再度変えて出しますと、報告できないですか。そうでしょう。違いますか。だからその辺のルールをきちっと守って、そして常任委員会が継続審議としていっているというこの認識もまずすること。緊急に言うて、議運にかけられるわけですよ。撤回して新たにこういう形で出すんやと言うたら、今もうこんな書類、無駄なことをしなくても、この中にちゃんと入れられるわけですよ。これだけでも無駄がいますか、公室長。決まっているんやから、十五日までに、直前に決まったというのだから、撤回プレスアルファこれを出してくるということができましょう。そういうことをね、市長に言われたからって、市長がわかっている人間やったらよろしいけど、まるっきり認識のない人だから、そこらもっと部長クラスがしっかりして、きかなくてもその辺、わからせるように、これからも指導してください。

終わります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 適用区分についてお尋ねいたしたいのですが、平成十七年九月二十五日以降に死亡した者となっておりますが、この平成十七年九月二十五日以降にという、この根拠を教えてくださいませんか。

○議長（川村家廣） 吉田市長公室長。

○市長公室長（吉田辰雄） 七番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

適用区分の平成十七年九月二十五日以降に死亡された方、この意味合いにつきましては、いつまでさかのぼるかという、どこかで線を引かなければなりません。五年も十年も、十五年もさかのぼるということは到底趣旨として考えられないところでございますので、一番区切りのいいところとして合併、新生五條市になった以降という定義で位置付けをさせていただいたところでございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時四十三分散会

